各務原市新庁舎建設基本計画策定委員会の会議の公開等に関する要領 (平成27年6月12日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、各務原市新庁舎建設基本計画策定委員会設置要綱(平成27年 3月11日決裁)第6条第1項の規定に基づき招集する各務原市新庁舎建設基本計 画策定委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の公開等 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 会議は、これを公開する。ただし、委員会の委員長(以下「委員長」という。) が特に必要があると認めるときは、当該会議の一部又は全部を非公開とすることが できる。

(会議開催の事前公表)

- 第3条 委員会は、会議について、次に掲げる事項を当該会議の開催日の1週間前までに各務原市ホームページに掲載するものとする。
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 議題及び公開又は非公開の別
 - (4) 非公開の理由(会議を非公開とする場合に限る。)
 - (5) 傍聴の定員数及び傍聴に必要な手続に係る事項
 - (6) その他委員会が必要と認める事項

(会議の傍聴等)

- 第4条 第2条ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、定員の範囲 内において傍聴することができる。
- 2 傍聴の定員数は、原則10名とする。
- 3 会議の傍聴の受付は、会議の会場において、会議の開催時刻の30分前から10 分前まで行うこととし、傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、当 該受付において、傍聴希望者受付票(別記様式)に氏名、住所を記入するものとす る。
- 4 委員会は、前項の受付をするときは、傍聴希望者に当該傍聴に係る注意事項等を 記載した書面を配布するとともに、当該書面に記載した注意事項等を遵守する旨の 同意を求めるものとする。

5 傍聴者は、傍聴希望者の先着順に決定する。

(傍聴者の遵守事項)

- 第5条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
 - (1) 私語や談話、拍手をしないこと。
 - (2) みだりに席を離れないこと。
 - (3)議事への批評や公然と賛否を表明しないこと。
 - (4) 写真等の撮影や録音をしないこと。
 - (5) 飲食や喫煙をしないこと。
 - (6) 携帯電話その他音を発する情報通信機器等の電源は予め切っておくこと。
 - (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨げになるような行為をしないこと。
- 2 委員会は、傍聴者が前項に規定する遵守事項に違反したときは、正常な会議の進行を確保するため、これを制止し、当該傍聴者がこれに従わないときは、会議の会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第6条 委員会は、必要に応じて、次第等会議の進行内容が分かる資料を傍聴者に提供するものとする。

(報道機関による傍聴の特例)

- 第7条 報道機関は、傍聴者の定員の外とし、社名を明らかにして傍聴することができる。
- 2 報道機関は、写真等の撮影は会議の冒頭に限り行うものとし、会議における発言 の録音はしてはならない。
- 3 委員会は、報道機関の求めに応じ、会議の資料の提供を行うものとする。 (会議終了後の会議録の作成等)
- 第8条 委員会は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。
- 2 前項の会議録は、各務原市ホームページへの掲載その他の方法で公開するものと する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、委員長が 定める。 附則

この要領は、決裁の日から施行する。

傍聴希望者受付票

私は、平成 年 月 日開催の第 回各務原市新庁舎建設基本計画策定委員会の傍聴受付時において配布された書面に記載 の注意事項等を遵守することに同意します。

受付番号	氏名	住所